

「ケーブルプラス電話サービス利用規約」の改訂について

2024年1月1日より、「ケーブルプラス電話サービス利用規約」の一部が次表のとおり改訂されます。内容をご確認のうえ、ご覧の「ケーブルプラス電話サービス利用規約」と合わせて本紙を保管ください。

改訂箇所	改訂前	改訂後
第1条	<p>第1条 適用</p> <p>本規約は、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます。)が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「KDDI: ケーブルプラス電話約款」といいます。)に基づき、株式会社広域高速ネット二九六(以下「当社」といいます。)を介して、KDDIよりケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」といいます。)の提供を受ける者(以下、「契約者」といいます)と当社の間における、設備の設置・保守、料金の請求等について適用されます。</p> <p>2 当社又はKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。</p>	<p>第1条 適用</p> <p>本規約は、KDDI株式会社及びJCOM株式会社(以下あわせて「KDDI等」といいます。)が定める「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「ケーブルプラス電話約款」といいます。)を承諾し、株式会社広域高速ネット二九六(以下「当社」といいます。)を介して、KDDI等よりケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」といいます。)の提供を受ける者(以下、「契約者」といいます)と当社の間における、設備の設置・保守、料金の請求等について適用されます。</p> <p>2 当社又はKDDI等がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。</p>
第5条	<p>第8条 債権の譲渡等</p> <p>契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。</p>	<p>第8条 債権の譲渡等</p> <p>契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDI等の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びKDDI等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知又は承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。</p>

以上